

豊川市監査公表第13号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成26年3月27日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	戸	莉敏
同	小	林琢生

監査結果に基づく措置通知書（健康福祉部福祉課）

監査実施期間 平成25年6月20日から
平成25年8月23日まで

豊川市監査公表第31号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 豊川市児童発達支援施設の利用料金の額（平成24年3月30日公告）において、福祉・介護職員処遇改善加算が規定されていないため改善されたい。</p> <p>2 豊川市児童発達支援施設に設置された遊具において、公立保育園に準じた日常点検及び専門技術者による定期点検が実施されていないため改善されたい。</p>	<p>1 豊川市児童発達支援施設の利用料金の額の公告において、指定管理者からの承認申請及び市の承認した内容については、福祉・介護職員処遇改善加算が規定されていましたが、その内容と異なるものを公告していましたので、正しい内容に訂正しました。</p> <p>2 豊川市児童発達支援施設に設置された遊具の日常点検は以前より指定管理者が目視による点検を行っていますが、平成26年1月6日より公立保育園に準じた日常点検を実施するよう改善しました。</p> <p>また、専門技術者による定期点検については、有償となるため、予算化を図り、実施する方向で検討します。</p>

(注) 上表の措置状況は、平成26年1月6日現在のものである。